

宇 城 市

第6期

障がい福祉計画

第2期

障がい児福祉計画



令和3年3月 熊本県宇城市

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景・目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
4. 計画の策定方法	3
5. 障がい福祉計画等に関する動向	3

第2章 障がいのある方の現状

1. 宇城市の人口・世帯数	7
2. 宇城市の障がいのある方等の状況	9
3. 福祉サービス利用の状況	20

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本的理念	25
2. 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	27
3. 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	27
4. 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	28

第4章 障がい福祉サービス等の目標

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	29
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	30
3. 地域生活支援拠点等の整備	31
4. 福祉施設から一般就労への移行等	32
5. 障がい児支援の提供体制の整備等	33
6. 相談支援体制の充実・強化等	34
7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	34
8. 発達障がい者等に対する支援	35

第5章 障がい福祉サービス等の見込量と方策

1. 訪問系サービス	37
2. 日中活動系サービス	39
3. 居住系サービス	44
4. 相談支援	46

第6章 地域生活支援事業の見込量と方策

1. 理解促進研修・啓発事業.....	48
2. 自発的活動支援事業.....	48
3. 相談支援事業.....	48
4. 成年後見制度利用支援事業.....	49
5. 成年後見制度法人後見支援事業.....	49
6. 意思疎通支援事業.....	49
7. 日常生活用具給付等事業.....	50
8. 手話奉仕員養成研修事業.....	50
9. 移動支援事業.....	50
10. 地域活動支援センター機能強化事業.....	51
11. 訪問入浴サービス事業.....	51
12. 日中一時支援事業.....	51
13. 社会参加促進事業.....	52
14. 地域移行のための安心生活支援事業.....	52

第7章 障がい児福祉サービスの見込量と方策

1. 障がい児通所支援・障がい児相談支援.....	53
---------------------------	----

第8章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制.....	57
2. 人材の確保・質の向上.....	57
3. 防災・防犯対策等の推進のための取組.....	57
4. 計画の進捗管理.....	58

資料編

宇城市障がい者計画・障がい福祉計画審議会設置要綱.....	60
宇城市障がい者計画・障がい福祉計画審議会名簿.....	61
宇城市障がい福祉サービス等提供事業者.....	62

宇城市における「障害」の表記の取り扱いについて

本計画において「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞を除き、「害」を「がい」と表記し、「障害者・児」を「障がいのある方」、「障がいのある子」と表記します。このため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景・目的

宇城市では、平成29年度に「宇城市第3期障がい福祉計画」及び「宇城市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定し、誰もが地域でともに生き・支え合い・参画できる福祉のまちを目指して、総合的に障がい者施策を展開しています。

近年、高齢化の進行や社会情勢の変化等により、障がいのある方及びその介護者が高齢化し、障がいの重症化・重複化等が進行する一方で、障がいのある方の自立に向けた生活や就労支援、社会参加に対する環境整備も進められてきています。

このような中で、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の作成に係る基本指針が見直され、新たに「障がい福祉人材の確保」「障がい者の社会参加を支える取組」が基本的理念に追加されました。

これらの状況を踏まえ、障がいのある方や障がいのある子の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等を推進するとともに、障がい福祉サービス等を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的に、「宇城市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

「宇城市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は、第6期障がい福祉計画と第2期障がい児福祉計画を一体に策定するものです。

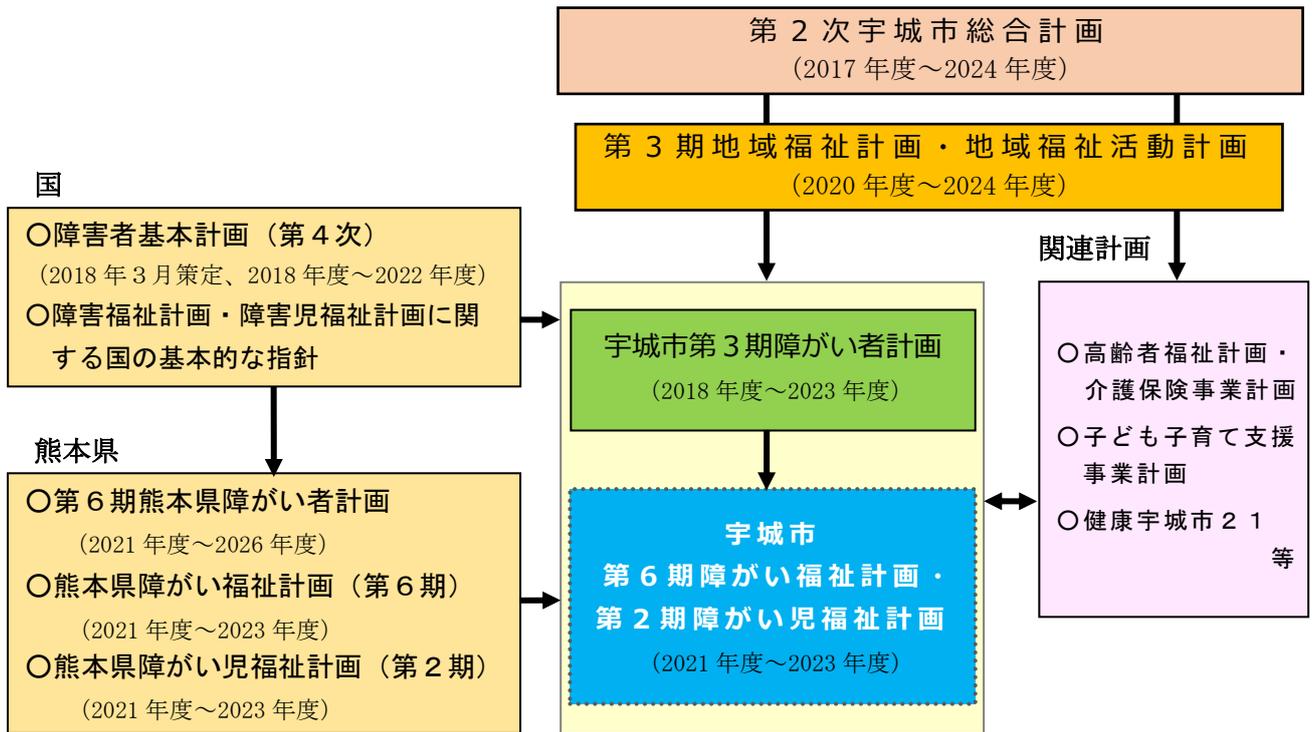
第6期障がい福祉計画は、障害者総合支援法（第88条第1項）に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業等の実施計画として策定するものです。

また、第2期障がい児福祉計画は、改正された児童福祉法（第33条の20第1項）に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい児通所支援や障がい児相談支援の実施計画として策定するものです。

熊本県では、「第6期熊本県障がい者計画」の実施計画及び県障がい福祉計画として「熊本県障がい福祉計画（第6期）」が令和2年度に策定されており、これらとの整合を図ります。

宇城市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の位置づけを次頁の図に示します。

■ 計画の位置づけ



3. 計画期間

「宇城市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

■ 計画の期間

計画名	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R 1	2020 R 2	2021 R 3	2022 R 4	2023 R 5	2024 R 6
宇城市総合計画			第2次							
第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画						第3期				
宇城市障がい者計画				第3期						
宇城市障がい福祉計画					第5期		第6期			
宇城市障がい児福祉計画					第1期		第2期			

4. 計画の策定方法

本計画は、「第2次宇城市総合計画」及び「第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画」と整合性を図りながら、学識経験者や障がい者団体等から構成された「宇城市障がい者計画・障がい福祉計画策定審議会」において検討し、住民の意見を反映し策定しました。

5. 障がい福祉計画等に関する動向

(1) 国の施策動向

国の主な施策の動向は以下になります。

■ 障がい福祉計画等に係る施策の動向

年度	関連法令等	概要
H28	発達障害者支援法の改正	保護者への相談・情報提供及び助言、教育や就労支援、地域での生活支援、発達障がい者の家族等への支援等を拡充。 (H28年8月施行)
	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、障がいのある方の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズへのきめ細かな対応、サービス基盤の計画的整備等を規定する等の改正。市町村の「障害児福祉計画」の策定が義務化。 (H30年4月施行)
H29	地域包括ケアシステムを強化するための障害者総合支援法等の一部改正	障がいのある方と高齢者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、障がい福祉と介護保険制度に新たな共生型サービスを位置づける。 (H29年5月公布)
	障害者基本計画(第4次)の策定	障害者基本法に基づき、政府が講じる障がいのある方の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画が策定される。 (計画期間：H30年度からR4年度までの5年間)
H30	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がいのある方が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援等、障がいのある方が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する。 (H30年6月公布)

年度	関連法令等	概要
H30	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての共生社会の実現に向け、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実等ソフトの対策を強化するため一部改正が閣議決定された。 (R2年2月閣議決定、R2年6月、R3年4月と段階的に施行)
R1	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律	成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定（欠格条項）を設けている各制度について、心身の状況を、個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するための措置を講じた。 (R1年6月公布)
	障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正法	官民間問わず、障がいのある方が働きやすい環境づくり、全ての労働者にとっても働きやすい場をつくることを目指すことが重要であるという観点から改正。 (R1年6月公布、同年9月、R2年4月で段階的に施行)
R2	バリアフリー法の一部を改正する法律	ユニバーサル社会実現推進法の成立や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会実現に向けた機運の醸成等を受けて、「心のバリアフリー」に関するソフト面での対策強化を図るために改正。 (R2年5月公布)
	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律	聴覚障がいのある方等の日常生活のコミュニケーションや緊急時における電話利用の障壁を無くし、電話利用の円滑化を図るために、国の基本方針の策定と手話通訳者が通訳オペータとなって手話又は文字と音声に通訳し、他者との意思疎通を仲介する「電話リレーサービス」に関する交付金制度の創設を定めた。 (R2年6月公布)

(2) 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画に係る基本指針の見直し

令和3年度を初年度とする第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについて、令和元年10月から社会保障審議会障害者部会で議論が重ねられ、令和2年1月17日に開催された障害者部会において見直しの方向性について了承されました。令和2年5月には、基本指針の一部の改正が告示されました。

■ 基本指針の主な見直しのポイント

【地域における生活の維持及び継続の推進】

- 入所等から地域生活への移行について、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を確保する。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- 精神障がい者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加する。
- アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する。

【地域生活支援拠点等における機能の充実】

- 令和5年度までに期間を延長し、各市町村または、各圏域に1つ以上確保しつつ、年1回以上運営状況を検証及び検討する。

【福祉施設から一般就労への移行等の推進】

- 就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえたうえで成果目標を追加する。
- 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用とする。
- 令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。
- このほか、以下の取組を進めることが望ましいことを基本指針に記載する。
 - ① 農福連携の推進に向けた理解促進及び就労継続支援事業所等への支援
 - ② 大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進
 - ③ 高齢障がい者に対する就労継続支援B型等による適切な支援及び高齢障がい者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築

【「地域共生社会」の実現に向けた取組】

- 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。

【発達障がい者等に対する支援】

- 保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、県や政令市においては、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保する。また、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。

【障がい児通所支援等の地域支援体制の整備】

- 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である。
- 障がい児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある。入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る必要がある。
- 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して
 - ・ 障がい児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要がある。
 - ・ 難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障がい）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要である。
- 特別な支援が必要な障害のある子に対する支援体制の整備に関して
 - ・ 重症心身障がい児や医療的ケア児の支援に当たってその人数やニーズを把握する必要がある。その際、管内の支援体制の現状を把握する必要がある。
 - ・ 重症心身障がい者や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要がある。

【相談支援体制の充実・強化等】

- 相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要である。

【障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築】

- 利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障がい福祉サービス等の質の向上させるための体制を構築する。

【障がい福祉人材の確保】

- 研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に関係者が協力して取り組む。

【障がい者の社会参加を支える取組】

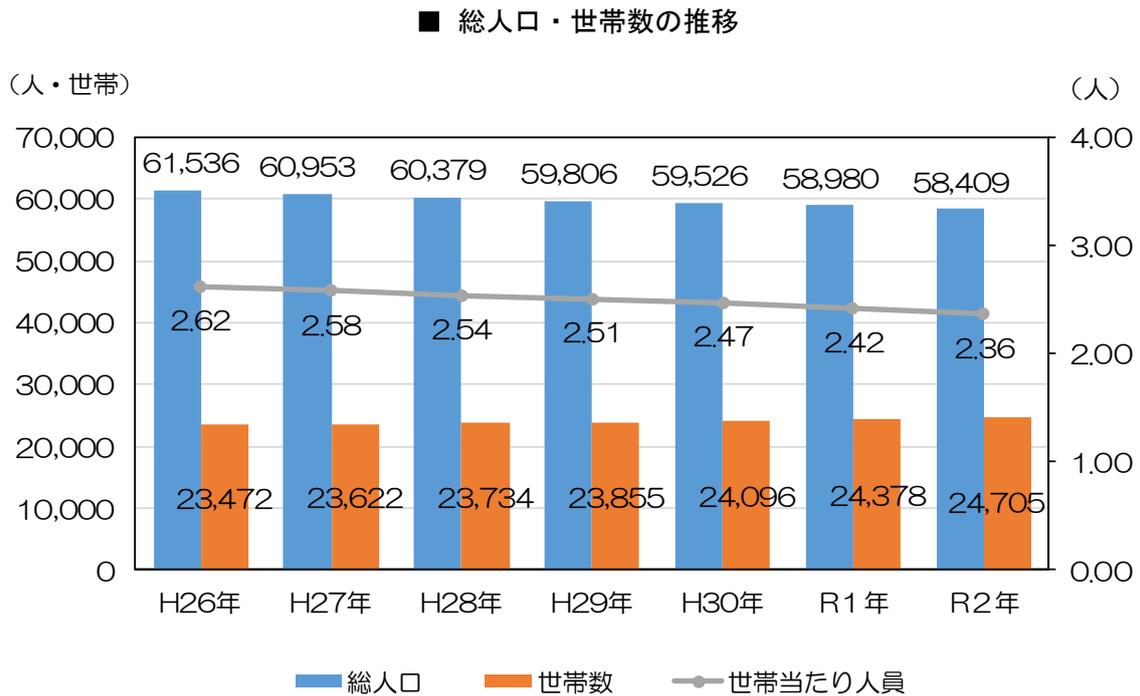
- 都道府県による障害のある方の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進する。
- 視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する必要がある。

第2章 障がいのある方の現状

1. 宇城市の人口・世帯数

(1) 総人口・総世帯数の推移

本市の総人口は、令和2年10月1日現在で58,409人であり、年々減少しています。総世帯数は年々増加していますが、世帯当たり人員は減少しています。



(単位：人)

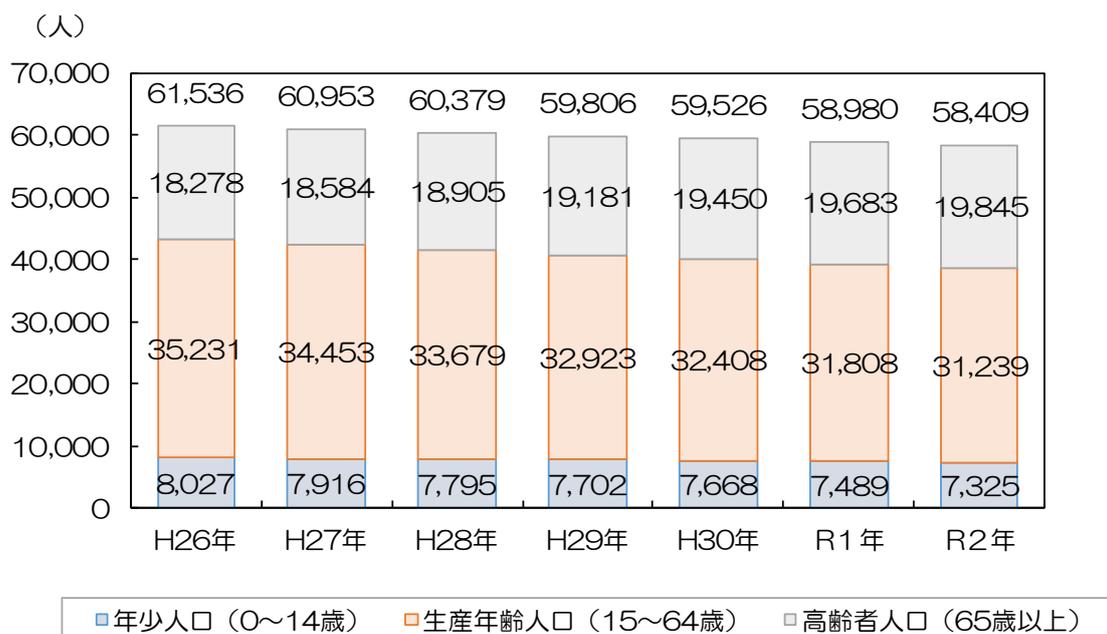
	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
総人口	61,536	60,953	60,379	59,806	59,526	58,980	58,409
世帯数 (世帯)	23,472	23,622	23,734	23,855	24,096	24,378	24,705
世帯当たり人数	2.62	2.58	2.54	2.51	2.47	2.42	2.36

資料：庁内資料 (各10月1日)

(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）は年々減少し、高齢者人口（65歳以上）は年々増加しています。令和2年10月1日現在で高齢化率は34.0%となっており、3割を超えています。本市においても少子高齢化が進行していることがわかります。

■ 年齢3区分別人口の推移



(単位：人)

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
年少人口 (0～14歳)	8,027	7,916	7,795	7,702	7,668	7,489	7,325
構成比	13.0%	13.0%	12.9%	12.9%	12.9%	12.7%	12.5%
生産年齢人口 (15～64歳)	35,231	34,453	33,679	32,923	32,408	31,808	31,239
構成比	57.3%	56.5%	55.8%	55.0%	54.4%	53.9%	53.5%
高齢者人口 (65歳以上)	18,278	18,584	18,905	19,181	19,450	19,683	19,845
構成比	29.7%	30.5%	31.3%	32.1%	32.7%	33.4%	34.0%
総人口	61,536	60,953	60,379	59,806	59,526	58,980	58,409

資料：庁内資料（各10月1日）

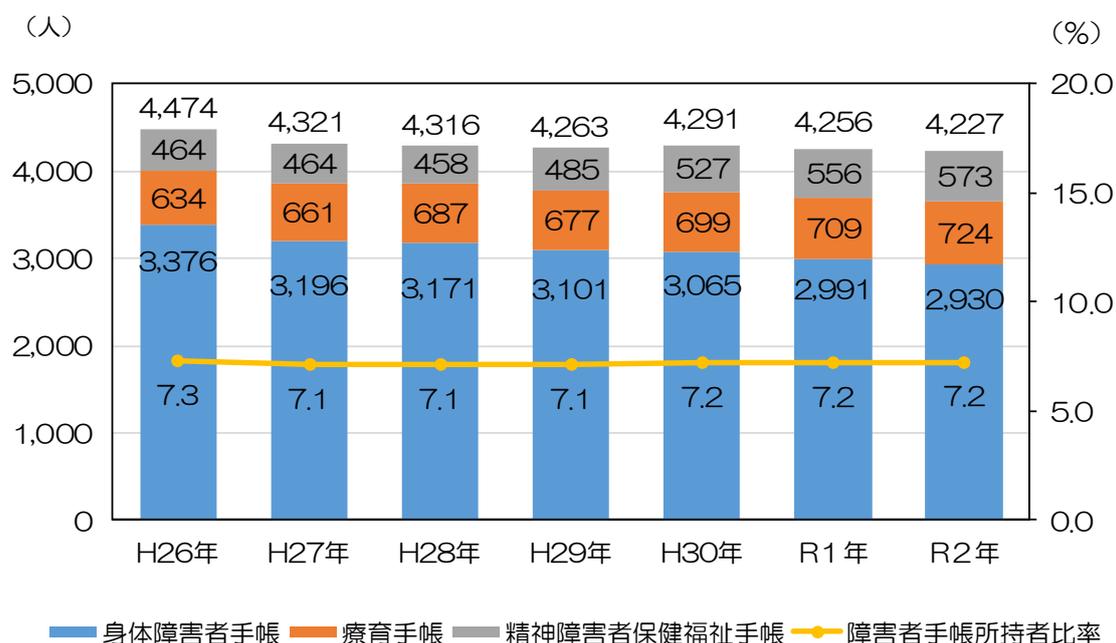
2. 宇城市の障がいのある方等の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳所持者数は、令和2年で4,227人となっており、総人口に占める障害者手帳所持者の比率は、7.2%となっています。

三障がいの中で最も多いのは身体障がい者ですが、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあります。平成26年からの6年間で、療育手帳所持者数は90人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は109人増加しています。

■ 障害者手帳所持者数の推移



(単位：人)

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
身体障害者手帳	3,376	3,196	3,171	3,101	3,065	2,991	2,930
療育手帳	634	661	687	677	699	709	724
精神障害者保健福祉手帳	464	464	458	485	527	556	573
障害者手帳所持者数 合計	4,474	4,321	4,316	4,263	4,291	4,256	4,227
障害者手帳所持者比率	7.3%	7.1%	7.1%	7.1%	7.2%	7.2%	7.2%

資料：庁内資料（各10月1日）

(2) 障がい別の状況

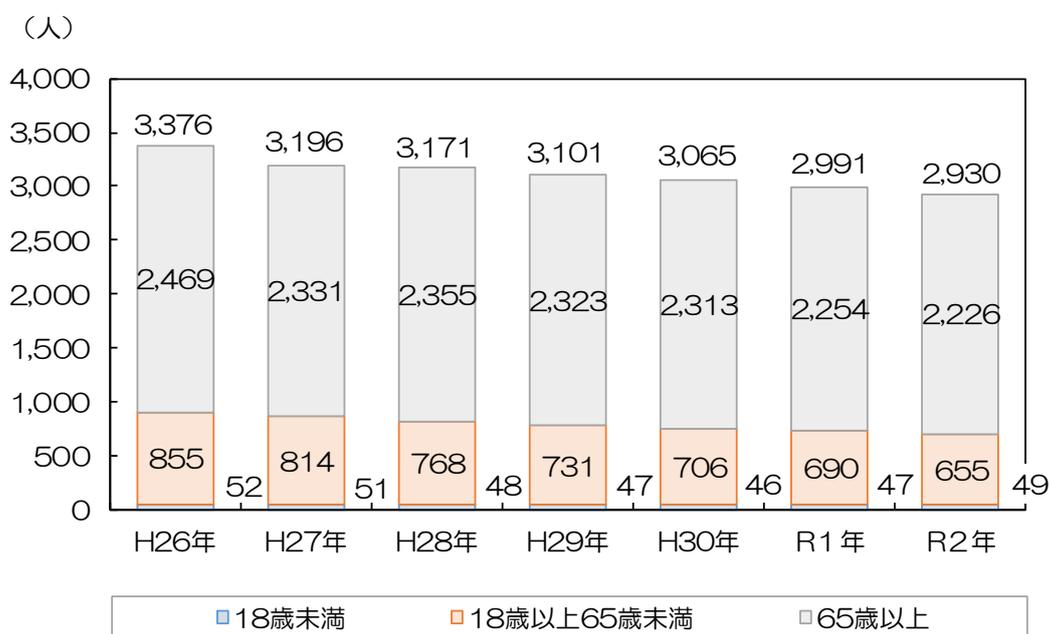
1) 身体障がい者

① 年代別身体障害者手帳の所持者数

身体障害者手帳所持者数は平成 27 年以降、減少しています。

年代別にみると、18 歳未満は、50 人前後で推移し、18 歳以上 65 歳未満では平成 27 年以降減少しています。また、65 歳以上では平成 28 年までは増加傾向となっており、その後減少しています。

■ 年代別身体障害者手帳所持者数の推移



(単位：人)

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
18歳未満	52	51	48	47	46	47	49
18歳以上65歳未満	855	814	768	731	706	690	655
65歳以上	2,469	2,331	2,355	2,323	2,313	2,254	2,226
合計	3,376	3,196	3,171	3,101	3,065	2,991	2,930

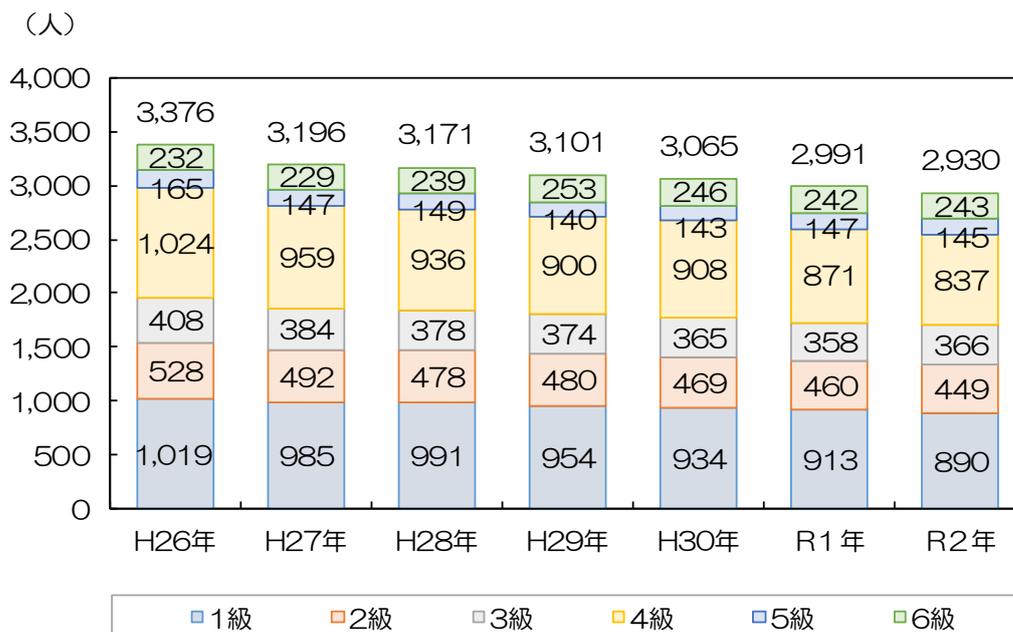
資料：庁内資料（各10月1日）

② 等級別身体障害者手帳の所持者数

等級別身体障害者手帳所持者数は、1級が最も多く令和2年では890人、次いで4級が837人となっています。

平成26年からの6年間で増加しているのは、等級が最も軽い6級で、11人の増加となっています。

■ 等級別身体障害者手帳所持者数の推移



(単位：人)

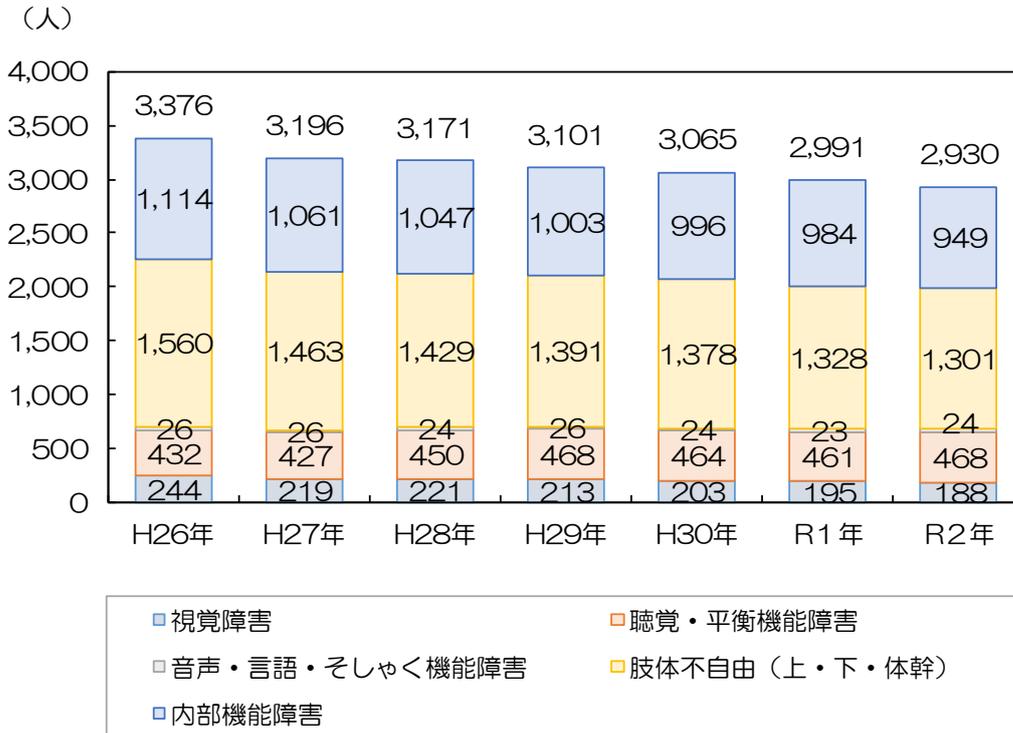
	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
1級	1,019	985	991	954	934	913	890
2級	528	492	478	480	469	460	449
3級	408	384	378	374	365	358	366
4級	1,024	959	936	900	908	871	837
5級	165	147	149	140	143	147	145
6級	232	229	239	253	246	242	243
合計	3,376	3,196	3,171	3,101	3,065	2,991	2,930

資料：庁内資料（各10月1日）

③ 障害部位別身体障害者手帳の所持者数

障害部位別身体障害者手帳所持者数は、肢体不自由（上・下・体幹）が最も多く、令和2年では1,301人となっており、全体の44.4%を占め、次いで内部機能障害が949人となっており、全体の32.4%を占めています。

■ 障害部位別身体障害者手帳所持者数の推移



(単位：人)

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
視覚障害	244	219	221	213	203	195	188
聴覚・ 平衡機能障害	432	427	450	468	464	461	468
音声・言語・ そしゃく機能障害	26	26	24	26	24	23	24
肢体不自由 (上・下・体幹)	1,560	1,463	1,429	1,391	1,378	1,328	1,301
内部機能障害	1,114	1,061	1,047	1,003	996	984	949
合計	3,376	3,196	3,171	3,101	3,065	2,991	2,930

資料：庁内資料（各10月1日）

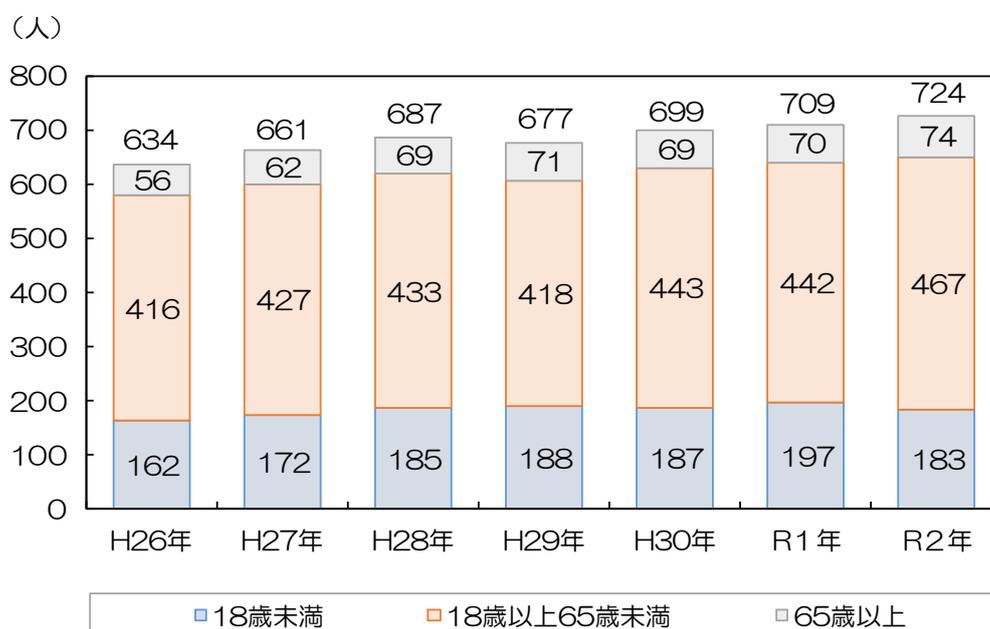
2) 知的障がい者の状況

① 年代別療育手帳の所持者数

知的障がい者は、知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人で、児童相談所や知的障害者更生相談所で判定を受けた人をいい、A 判定（最重度・重度）と B 判定（中度・軽度）に大別されます。

本市の療育手帳所持者数は、平成 26 年の 634 人から令和 2 年では 724 人と、6 年間で 90 人増加しています。また、全ての年代で増加しています。

■ 年代別療育手帳所持者数の推移



(単位：人)

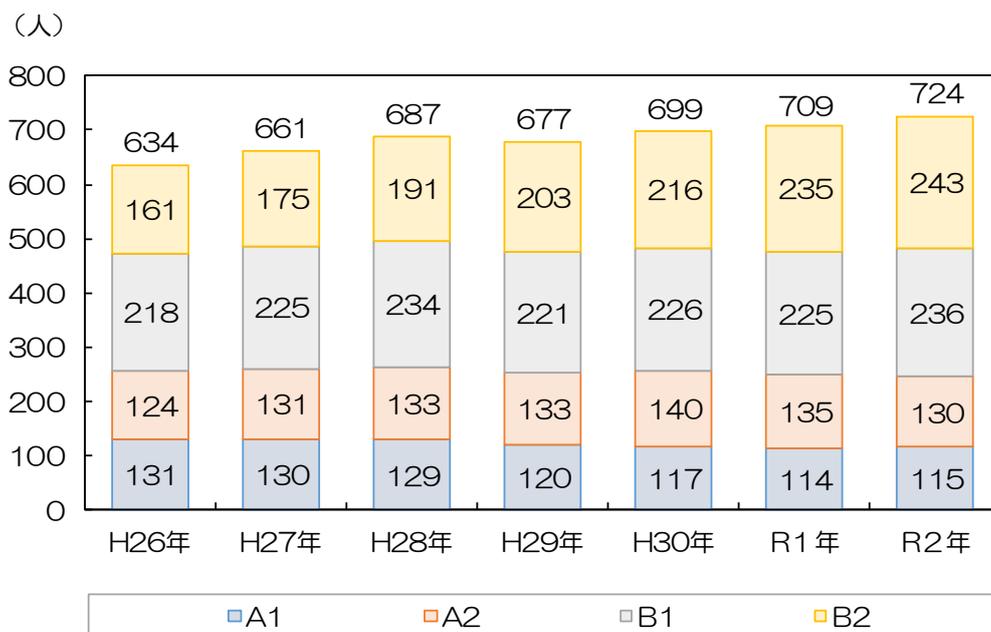
	H 2 6 年	H 2 7 年	H 2 8 年	H 2 9 年	H 3 0 年	R 1 年	R 2 年
18 歳未満	162	172	185	188	187	197	183
18 歳以上 65 歳未満	416	427	433	418	443	442	467
65 歳以上	56	62	69	71	69	70	74
合計	634	661	687	677	699	709	724

資料：庁内資料（各 10 月 1 日）

② 障害等級別療育手帳の所持者数

障害等級別にみると、令和2年で最も多いのはB2（軽度）となっており、平成26年の161人から令和2年では243人と82人増加しており、大幅な増加となっています。

■ 障害等級別療育手帳所持者数の推移



(単位：人)

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
A1	131	130	129	120	117	114	115
A2	124	131	133	133	140	135	130
B1	218	225	234	221	226	225	236
B2	161	175	191	203	216	235	243
合計	634	661	687	677	699	709	724

資料：庁内資料（各10月1日）

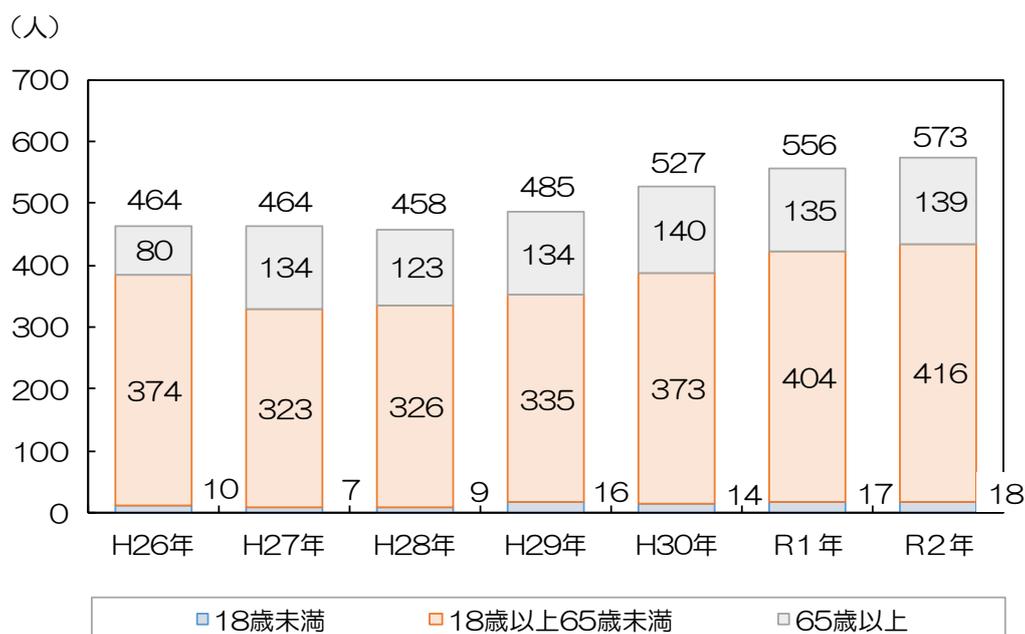
3) 精神障がい者の状況

① 年代別精神障害者保健福祉手帳の所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和2年で573人となっており、年々増加しています。

年代別にみると、18歳以上65歳未満が最も多く、全ての年代で増加しています。

■ 年代別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(単位：人)

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
18歳未満	10	7	9	16	14	17	18
18歳以上65歳未満	374	323	326	335	373	404	416
65歳以上	80	134	123	134	140	135	139
合計	464	464	458	485	527	556	573

資料：庁内資料（各10月1日）

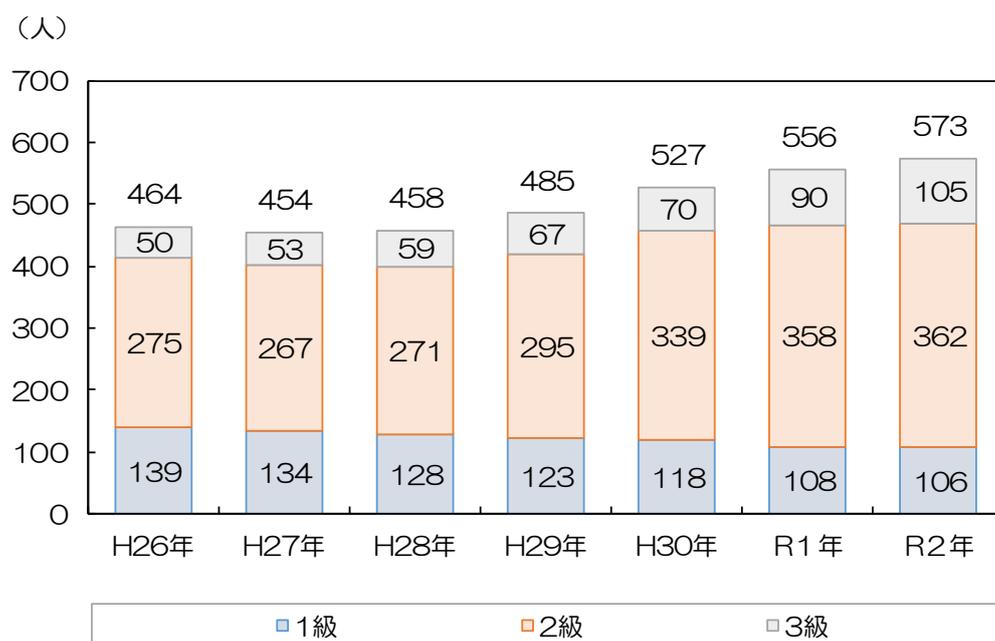
② 等級別精神障害者保健福祉手帳の所持者数

精神障害者保健福祉手帳は、1級から3級に等級区分されており、1級が重度、3級が軽度となっています。

等級別精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和2年で2級が最も多く362人となっており、全体の63.2%を占めています。

また、2級・3級の所持者数が年々増加しています。

■ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(単位：人)

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
1級	139	134	128	123	118	108	106
2級	275	267	271	295	339	358	362
3級	50	53	59	67	70	90	105
合計	464	454	458	485	527	556	573

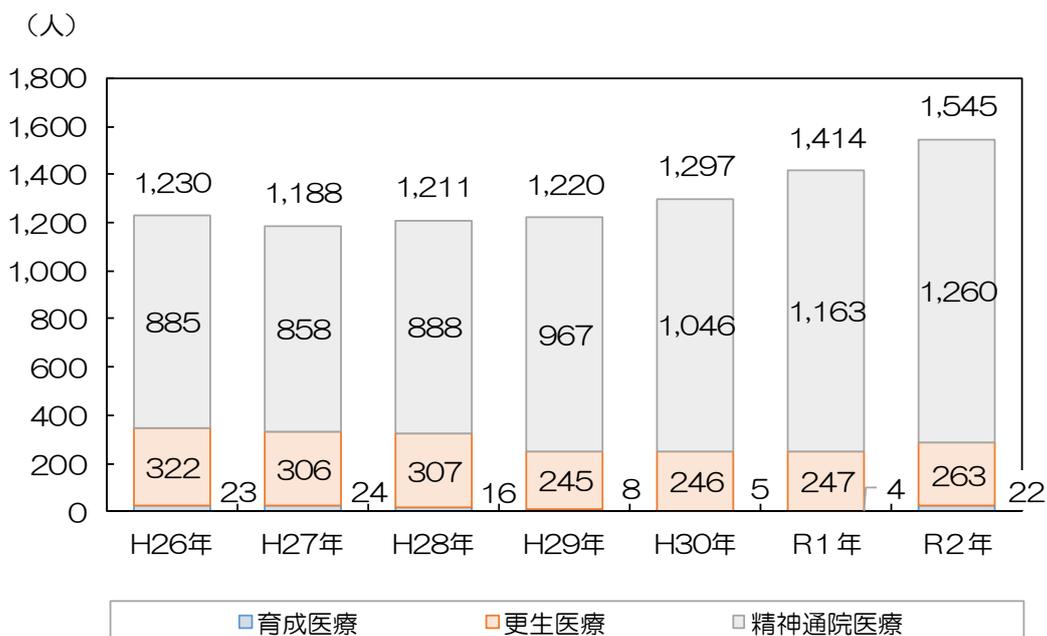
資料：庁内資料（各10月1日）

③ 自立支援医療受給者数

自立支援医療受給者数は、令和 2 年では育成医療が 22 人、更生医療が 263 人、精神通院医療が 1,260 人となっており、合わせて 1,545 人が受給しています。

精神通院医療受給者数は、年々増加しており、平成 26 年からの 6 年間で 375 人の増加となっています。

■ 自立支援医療受給者数の推移



(単位：人)

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
育成医療	23	24	16	8	5	4	22
更生医療	322	306	307	245	246	247	263
精神通院医療	885	858	888	967	1,046	1,163	1,260
合計	1,230	1,188	1,211	1,220	1,297	1,414	1,545

資料：庁内資料（各 10 月 1 日）

4) 障がいのある子の状況

就学前の障がいのある子（疑いがある児童含む）の状況をみると、令和2年12月1日で身体障害者手帳所持者数は8人、療育手帳所持者数は24人となっています。

就学の状況をみると、小学生では、身体障害者手帳所持者数は5人、療育手帳所持者数は97人、中学生では、身体障害者手帳所持者数は2人、療育手帳所持者数は49人となっています。

療育手帳所持者区分では、小学生・中学生共にB（中度・軽度）の手帳所持者が多くなっています。

■ 就学前児童の状況

（単位：人）

項目	人数
就学前身体障害者手帳所持者数	8
就学前療育手帳所持者数	24

資料：庁内資料（令和2年12月1日現在）

■ 就学の状況

（単位：人）

		身体障害者 手帳所持者数 (1級)	療育手帳所持者数 区分		手帳の等級及び区分ごとの 児童・生徒数
			A	B	(種別)
小学生	1年生	0	1	11	1 (A2)、2 (B1)、9 (B2)
	2年生	1	1	10	1 (身体)、1 (A2)、4 (B1)、6 (B2)
	3年生	1	6	14	1 (身体) 2 (A1)、4 (A2)、4 (B1)、10 (B2)
	4年生	0	7	16	2 (A1)、5 (A2)、4 (B1)、12 (B2)
	5年生	0	1	12	1 (A1)、1 (B1)、11 (B2)
	6年生	3	6	12	3 (身体)、3 (A1)、3 (A2)、1 (B1)、11 (B2)
	小計	5	22	75	102
中学生	1年生	0	1	16	1 (A2)、3 (B1)、13 (B2)
	2年生	0	6	11	2 (A1)、4 (A2)、2 (B1)、9 (B2)
	3年生	2	1	14	2 (身体)、1 (A1)、4 (B1)、10 (B2)
	小計	2	8	41	51
合計		7	30	116	153

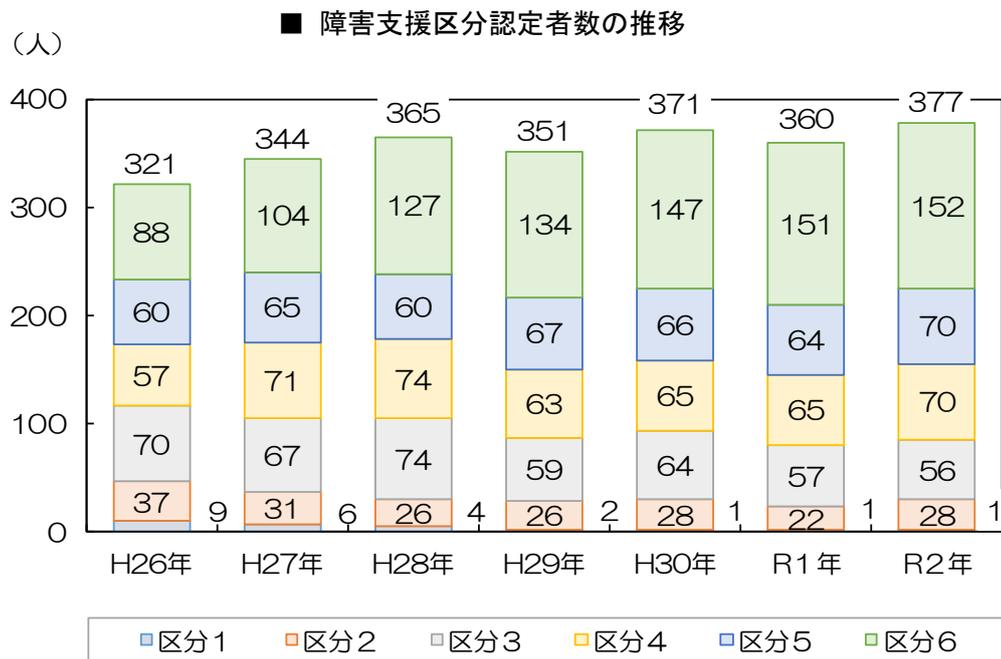
資料：庁内資料（令和2年12月1日現在）

(3) 障害支援区分の認定状況

障害支援区分とは、障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいのある方の障がいの多様な特性、その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分で、障がい福祉サービスの種類や量を決定する際に勘案される事項の一つです。必要とされる支援の度合いは、区分1が低く、区分が上がるにつれて高くなります。

本市の障害支援区分認定者数は、年々増加しており、令和2年で最も多いのは区分6で152人、次いで区分4と区分5がともに70人となっています。

平成26年度からみると、区分4から区分6で増加しています。



(単位：人)

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
区分1	9	6	4	2	1	1	1
区分2	37	31	26	26	28	22	28
区分3	70	67	74	59	64	57	56
区分4	57	71	74	63	65	65	70
区分5	60	65	60	67	66	64	70
区分6	88	104	127	134	147	151	152
合計	321	344	365	351	371	360	377

資料：庁内資料（各10月1日） 令和2年は12月1日現在

3. 福祉サービス利用の状況

(1) 障がい福祉サービス等の利用実績

1) 訪問系サービス

居宅介護・重度訪問介護・同行援護は、見込みに対して実績は少なくなっています。

行動援護は、平成30年度には利用がありましたが、令和元年度以降は利用の実績はありませんでした。

重度障害者等包括支援は、利用の実績はありませんでした。

■ 訪問系サービスの利用状況

区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
居宅介護	人/月	89	83	91	77	94	83
	時間分/月	1,272	1,108	1,301	1,026	1,344	1,111
重度訪問介護	人/月	8	3	11	3	15	5
	時間分/月	858	323	1,180	344	1,609	432
同行援護	人/月	6	4	7	4	8	4
	時間分/月	61	44	71	46	81	36
行動援護	人/月	2	1	2	0	2	0
	時間分/月	20	7	20	0	20	0
重度障害者等包括支援	人/月	2	0	2	0	2	0
	時間分/月	20	0	20	0	20	0

2) 日中活動系サービス

生活介護・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型）は、見込みに対して実績は少なくなっています。

自立訓練（機能訓練）・就労継続支援（B型）・療養介護・短期入所（医療型）は、見込みに対して実績はほぼ同じとなっています。

就労定着支援は、平成30年度には利用の実績はありませんでしたが、令和元年以降は利用の実績がありました。

短期入所（福祉型）は、平成30年度・令和元年度では見込みに対して実績は多くなっていますが、令和2年度は少なくなっています。

■ 日中活動系サービスの利用状況

区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
生活介護	人/月	203	188	213	184	223	188
	人日/月	3,978	3,668	4,174	3,664	4,370	3,780
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	0	1	0	1	1
	人日/月	10	0	10	0	10	13
自立訓練（生活訓練）	人/月	28	13	39	8	55	6
	人日/月	437	208	619	116	877	84
就労移行支援	人/月	21	8	22	10	23	14
	人日/月	375	145	393	178	411	216
就労継続支援（A型）	人/月	167	131	191	126	220	127
	人日/月	3,340	2,586	3,820	2,526	4,400	2,615
就労継続支援（B型）	人/月	130	126	141	137	153	150
	人日/月	2,431	2,316	2,636	2,533	2,861	2,834
就労定着支援	人/月	5	0	6	4	8	4
療養介護	人/月	24	27	26	27	28	26
短期入所（福祉型）	人/月	13	13	13	17	14	8
	人日/月	41	73	41	82	44	38
短期入所（医療型）	人/月	4	4	4	5	4	3
	人日/月	23	20	23	27	23	13

3) 居宅系サービス

自立生活援助は、利用の実績はありませんでした。

共同生活援助・施設入所支援の実績は、少しずつ増えています。

■ 居宅系サービスの利用状況

区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
自立生活援助	人/月	14	0	16	0	19	0
共同生活援助	人/月	89	89	94	98	98	101
施設入所支援	人/月	105	102	104	103	103	108

4) 相談支援

計画相談支援は、見込みに対して実績は多くなっています。

地域移行支援は、元年度以降、月あたり1人の実績がありました。

地域定着支援は、利用の実績はありませんでした。

■ 相談支援の利用状況

区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
計画相談支援	人/月	85	97	92	110	100	137
地域移行支援	人/月	2	0	3	1	5	1
地域定着支援	人/月	1	0	2	0	3	0

5) 障がい児通所支援・障がい児相談支援

児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・障がい児相談支援は、見込みに対して実績は少なくなっています。

保育所等訪問支援は、平成30年度・令和元年度には利用の実績はありましたが令和2年度はありません。

居宅訪問型児童発達支援は、利用の実績はありませんでした。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、配置できていません。

■ 障がい児通所支援・障がい児相談支援の利用状況

区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
児童発達支援	人/月	94	85	122	93	158	83
	人日/月	517	421	671	431	869	413
医療型児童発達支援	人/月	3	2	5	2	6	2
	人日/月	36	11	60	12	72	13
放課後等デイサービス	人/月	149	150	193	185	250	202
	人日/月	1,937	1,806	2,509	2,075	3,250	2,365
保育所等訪問支援	人/月	7	1	8	1	9	0
	人日/月	16	1	18	1	21	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	0	2	0	3	0
	人日/月	6	0	12	0	18	0
障害児相談支援	人/月	74	65	98	66	130	90
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーター	人 (配置人数)	3	0	3	0	3	0

(2) 地域生活支援事業の利用実績

日常生活用具給付等事業は、介護・訓練支援用具、情報・意思疎通支援用具の平成30年度の見込みに対し実績が多くなっています。

移動支援事業は、平成30年度の見込みに対し実績が多くなっています。それ以降は見込みに対し実績は少なくなっています。

日中一時支援事業は、障がい者等日帰りショートステイ事業が令和元年度の見込みに対し実績が多くなっています。

■ 地域生活支援事業の利用状況

区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
理解促進研修・啓発事業	人/年	1	1	1	1	1	0
自発的活動支援事業	人/年	2	1	2	1	2	0
障害者相談支援事業	力所	3	3	3	3	3	3
宇城地域障がい者支援協議会	回数	2	2	2	1	2	1
成年後見制度利用支援事業	人/年	3	5	3	3	3	4
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	450	408	450	426	450	204
手話通訳者設置事業	力所	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	2	7	2	1	2	1
自立生活支援用具	件/年	10	4	10	4	10	0
在宅療養等支援用具	件/年	10	8	10	5	10	7
情報・意思疎通支援用具	件/年	10	34	11	11	11	9
排泄管理支援用具	件/年	1,240	1,154	1,280	1,178	1,320	1,078
住宅改修費助成事業	件/年	3	1	3	3	3	0
点字図書給付事業	件/年	1	0	1	0	1	0
手話奉仕員養成研修事業	人/年	10	5	10	6	10	0
移動支援事業	人/年	25	18	25	17	25	14
	延時間/年	900	1,007	900	865	900	337
地域活動支援センター機能強化事業	力所	2	2	2	2	2	2
	延人数/年	2,600	2,946	2,600	2,575	2,600	974
訪問入浴サービス事業	人/年	3	2	3	2	3	1
日中一時支援事業							
障がい者等日帰りショートステイ事業	延回数/年	900	871	900	1,094	900	379
	人/年	35	39	35	41	35	23
障がい児タイムケアサービス事業	延回数/年	1,925	1,550	1,925	1,204	1,925	802
	人/年	35	21	35	18	35	12
社会参加促進事業							
障害者自動車運転免許取得費助成事業	人/年	3	2	3	1	3	0
身体障害者用自動車改造費助成事業	人/年	3	1	3	3	3	2

※令和2年度は12月1日時点の実績

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本的理念

(1) 障がいのある方（子）の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある方もない方も、ともに自分らしい生活ができる共生社会の実現に向けて、障がいのある方の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮します。障がいのある方等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等や障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 身近な、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がいのある方等が地域で必要な障がい福祉サービスを受けることができるように実施します。障がい福祉サービスの対象は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者、難病患者等障がいの種別にかかわらず、サービスの充実を図り、県の支援等を通じて障がい福祉サービスの均てん化を図ります。さらに、必要な情報提供を行い、適切な障がい福祉サービスが受けられるように努めます。

(3) 入所等から地域生活への移行・地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある方等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整えます。また、障がいのある方等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、本市の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。特に入所等から地域生活への移行については、支援体制を確保する等、サービス提供体制を確保します。また、地域生活支援の拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、中長期的視点に立った継続的な支援を行う必要があります。

さらに、精神障がい者等が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるように、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めます。また、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供の確保を図るとともに、日常生活を営むために医療を必要とする障がいのある方等への保健・医療・障がい福祉・保育・教育等を円滑に受けられるよ

うにする等、各関連分野が共通の理解に基づいて協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

(5) 障がいのある子の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援においては、障がいのある子本人の最善の利益を考慮しながら、障がいのある子の健やかな育成を推進することが必要です。障がいのある子やその家族に対して、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援を受けられるように、障がい児通所支援や障がい児相談支援等について地域支援体制の構築を図ります。

また、障がいのある子のライフステージに沿って、保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がいのある子が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を利用できるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

また、医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を受けられるように、各関連分野が協働して支援する体制を構築します。

こうしたサービス提供体制の整備等については、圏域ごとの整備の在り方を計画的に推進します。

(6) 障がい福祉人材の確保

安定的に障がい福祉サービスを提供し、障がい福祉事業を実施していくためには、提供体制の確保とそれを担う人材の確保が重要です。専門性を高める研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場の魅力の周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいきます。

(7) 障がいのある方の社会参加を支える取組

障がいのある方の社会参加を推進するために、障がいのある方の多様なニーズを踏まえた支援を行います。

特に、障がいのある方が文化芸術を鑑賞し、創造や発表等の活動に参加する機会を確保し、個性や能力の発揮、社会参加を推進します。また、読書を通じて文字・活字文化を楽しむことができる社会にするため、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に進めます。

2. 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスを提供できるようにし、希望する障がいのある方等に日中活動系サービスを提供します。

地域における居住の場としてグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するために、地域生活支援拠点の整備を図ります。

就労移行支援事業及び就労定着支援事業の推進により、障がいのある方の福祉施設から一般就労への移行及び定着を進めます。

また、強度行動障がいや高次脳機能障がいの人に対して適切な支援や依存症に対する偏見等を解消するための啓発活動等を進めます。

3. 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 相談支援体制の構築

障がい者等が地域において、自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談体制の構築が不可欠であることから、相談支援を行う人材育成支援等の施策を進めます。さらに、平成 31 年に設置した基幹相談支援センターにおける指導的役割を行う人材を計画的に確保し、その機能を有効に活用します。また、相談支援体制に関しては、構築された仕組みについて検証・評価を行い、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言、人材育成等の強化・充実に向けた検討を行います。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障がい者支援施設、児童福祉施設、療養介護を行う病院に入所または精神科病院等に入院している障がいのある方を計画的に地域移行に移行させるために、地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。

さらに、障がい者支援施設または精神科病院から地域生活へ移行した後に地域へ定着していくため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

(3) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等やその家族等への支援が重要です。ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等により、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、適切な対応ができるよう、支援体制を確保します。

また、発達障がいを早期に正確に診断し、適切な発達支援を行うため、発達障がいの診断を専門的に行うことができる医療機関等の確保を行います。

(4) 協議会の設置等

本市では、障がいのある方等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障がいのある方等やその家族、障がいのある方等の福祉、医療、教育、雇用の関係機関等により構成される協議会を平成19年に協議会を設置しました。

協議会は、課題改善に取り組むとともに、課題解決に向けた提言を行います。また、居住支援協議会との連携を強化し、障がいのある方等が安心して地域に住むことができるように努めます。

4. 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がいのある子については、子ども・子育て支援法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図ったうえで、障がいのある子及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

障がい児通所支援の体制整備にあたっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

また、障がいのある子の早期発見及び支援並びに健全な育成を図るため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図ります。

さらに、障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援を円滑に引き継ぎ、学校、障がい児通所支援事業所等の緊密な連携体制を確保します。

第4章 障がい福祉サービス等の目標

障がいのある方の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、次の成果目標及び活動指標を設定します。目標及び指標の設定にあたっては、国の基本指針に即し、本市の実情に応じた目標値を設定します。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点の施設入所者を基準として、令和5年度末において地域生活に移行する人の数について目標値を設定します。また、地域生活への移行を推進する観点から、施設入所者の減少に関する目標値も設定します。

(1) 福祉施設から地域生活への移行者数

令和元年度末時点の施設入所者数 107 人（基準値）に対し、令和5年度末までに 7 人（6.5%）を地域へ移行します。

成果目標	基準値 (令和元年度末)	令和5年度末	目標値 (移行者数)	国の 基本指針
	107 人	100 人	7 人 (6.5%)	6%以上

※目標値は累計値

(2) 施設入所者の削減

令和元年度末時点の入所者数 107 人（基準値）に対し、令和5年度末までに施設入所者数を 103 人にするため、4 人の施設入所者（3.7%）を削減します。

成果目標	基準値 (令和元年度末)	令和5年度末	目標値 (移行者数)	国の 基本指針
	107 人	103 人	4 人 (3.7%)	1.6%以上

※目標値は累計値

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、保健、医療、福祉、介護、担当者、家族等の関係者ごとの参加者人数、保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数の見込みを設定します。また、精神障がい者の障がい福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するための数値も設定します。

(1) 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場を年間3回開催します。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	3回	3回	3回

(2) 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数

精神障がい者の障がい福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するため、保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の協議の場への参加者数を年間19人とします。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	19人	19人	19人

(3) 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を年間3回とします。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	3回	3回	3回

(4) 精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数

現在、サービスを利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動指標	地域移行支援	2人/月	2人/月	2人/月
	地域定着支援	1人/月	1人/月	1人/月
	共同生活援助	10人/月	10人/月	10人/月
	自立生活援助	1人/月	1人/月	1人/月

3. 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等について、地域生活拠点等の機能の充実のため、運用状況の検証及び検討を年間1回実施します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動指標	地域生活支援拠点等の設置力所数(市単独で設置)	1カ所	1カ所	1カ所
	検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回

※地域生活支援拠点等の設置力所数の数値は累計値

4. 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する人の数について目標値を設定します。また、この目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値等も設定します。

(1) 福祉施設からの一般就労移行者数

令和元年度末時点の一般就労移行者数6人に対し、令和5年度末までに9人を福祉施設から一般就労へ移行します。内訳としては就労移行支援が4人、就労継続支援A型が4人、就労継続支援B型が1人となります。

成果目標	基準値 (令和元年度末)	目標値 (令和5年度末)	国の 基本指針
	6人	9人 (1.50倍)	1.27倍以上

※目標値は累計値



成果目標	目標値 (令和5年度末)		国の 基本指針
	就労移行支援	4人 (1.33倍)	1.30倍以上
	就労継続支援A型	4人 (1.33倍)	1.26倍以上
	就労継続支援B型	1人	1.23倍以上

※目標値は累計値

(2) 就労定着支援事業の利用者数

令和5年度末における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する利用者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することが基本とします。そのため就労定着支援事業の利用者を6人とします。

成果目標	基準値 (令和5年度末)	目標値 (令和5年度末)	国の 基本指針
	就労定着支援事業の利用者	9人	6人

※目標値は累計値

(3) 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合

国の基本指針では、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることとされています。そのため国の指針に沿って就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を7割以上とします。

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備等を推進するため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図ったうえで切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築することが重要です。それに伴い施設数等の目標値を設定します。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを1カ所以上設置することを目標とします。

保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標とします。

成果目標		目標値 (令和5年度末)	
	児童発達支援センターの設置	1カ所	圏域による設置
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1カ所	圏域による設置

※目標値は累計値

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所確保します。

成果目標		目標値 (令和5年度末)	
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1カ所	圏域による設置
	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1カ所	圏域による設置

※目標値は累計値

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを設置します。

成果目標		目標値 (令和5年度末)	
		医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1カ所	圏域による設置

※目標値は累計値

6. 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保を行います。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動指標	総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	760件	760件	760件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	330件	330件	330件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	230回	230回	230回

7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築を行います。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動指標	県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への参加や、県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	2人	2人	2人
	障害者自立支援審査支払等システム審査支払等システム等での審査結果を分析して、その結果を活用し事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	無	無	無

8. 発達障がい者等に対する支援

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポート活動への参加人数の見込みを設定します。

(1) ※ペアレントトレーニングや※ペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

本市における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数を年間 30 人とします。

※ペアレントトレーニング：保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を旨とする家族支援のアプローチの一つです。地域においては、発達障がい児の支援機関等で実施されることが多いです。

※ペアレントプログラム：子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラムです。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組みます。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数	30人	30人

(2) ※ペアレントメンターの人数

現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況や発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの配置人数を設定します。

※ペアレントメンター：メンターとは「信頼のおける仲間」という意味です。発達障がいの子どもの育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者等に対してグループ相談や子どもの特性等を伝えるサポートブック作り、情報提供等を行います。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動をしています。また、地域にて円滑にメンター活動が行われるようペアレントメンター・コーディネーターが調整等を行います。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	ペアレントメンターの人数	3人	4人

※数値は累計値

(3) ピアサポート活動への参加人数

現状のピアサポートの活動状況や発達障がい者等の数を勘案し、ピアサポート活動への参加人数を年間 30 人とします。

※ピアサポート：ピアサポートとは、同じような共通項と対等性をもつ人同士（ピア）の支え合いを表す言葉です。障がい領域における「ピアサポート」とは、障がいのある人生に直面し、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間として支えることと定義されています。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	ピアサポート活動への参加人数	30人	30人

第5章 障がい福祉サービス等の見込量と方策

1. 訪問系サービス

障がいのある方が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の各サービス）を充実します。また、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がいのある方 (障害支援区分1以上)	障がいのある方の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障がいのある方	障がいのある方の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある方	移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする方 (障害支援区分3以上)	障がいのある方が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人(障害支援区分6)で ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がいのある方で、 ・ALS患者等、呼吸管理が必要な身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等)を包括的に提供します。

【第5期計画と実績】

区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
居宅介護	人/月	89	83	91	77	94	83
	時間分/月	1,272	1,108	1,301	1,026	1,344	1,111
重度訪問介護	人/月	8	3	11	3	15	5
	時間分/月	858	323	1,180	344	1,609	432
同行援護	人/月	6	4	7	4	8	4
	時間分/月	61	44	71	46	81	36
行動援護	人/月	2	1	2	0	2	0
	時間分/月	20	7	20	0	20	0
重度障害者等包括支援	人/月	2	0	2	0	2	0
	時間分/月	20	0	20	0	20	0

【第6期計画の見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人/月	83	83	83
	時間分/月	1,112	1,112	1,112
重度訪問介護	人/月	5	6	7
	時間分/月	475	570	665
同行援護	人/月	4	4	4
	時間分/月	36	36	36
行動援護	人/月	1	1	1
	時間分/月	7	7	7
重度障害者等包括支援	人/月	1	1	1
	時間分/月	10	10	10

【見込量確保のための方策】

- 施設入所者や、入院中の精神障がい者の地域移行を進めていくことから、訪問系サービスの需要が増えることが見込まれます。
- 障がい者の自立に向けて、障がいの種別や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、訪問系サービス事業所等との連携と協力を行い、質の確保に努めます。

2. 日中活動系サービス

地域生活を送るうえで希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護）及び短期入所事業について、充実します。

また、就労移行支援事業や、新規事業である就労定着支援の推進により、今後さらに障害のある方の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	<p>常に介護を必要とする人で、</p> <p>①49歳以下の場合、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上）</p> <p>②50歳以上の場合、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）</p>	<p>地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。</p>
自立訓練 （機能訓練）	<p>①入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人</p> <p>②特別支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復等の支援が必要な方</p>	<p>地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されます）</p>
自立訓練 （生活訓練）	<p>①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方</p> <p>②特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している方等で、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方</p>	<p>地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間が設定されます）</p>

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労移行支援	<p>一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の方</p>	<p>一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用者ごとに 24 か月以内の利用期間が設定されます）</p>
就労継続支援（A 型）	<p>就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方で（利用開始時に 65 歳未満）</p> <p>①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった方</p> <p>②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが雇用には結びつかなかった方</p> <p>③就労経験のある人で、現在雇用関係がない方</p>	<p>通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>
就労継続支援（B 型）	<p>就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用には結びつかない方等で、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される方</p> <p>①企業等や就労継続支援（A 型）での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方</p> <p>②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援（A 型）の雇用には結びつかなかった方</p> <p>③50 歳に達している方</p> <p>④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援（A 型）の利用が困難と判断された方</p>	<p>通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用して一般就労した障がいのある方	新たに雇用された事業所での就労を継続するため、就労に伴う生活面の課題（体調管理、金銭管理、生活リズムの整え、服薬管理等）に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする方で、 ①ALS患者等、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の人	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
短期入所	介護者の病気等で一時的に自宅で介護が受けられなくなり、短期間施設への入所を必要とする障がいのある方	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

【第5期計画と実績】

区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
生活介護	人／月	203	188	213	184	223	188
	人日／月	3,978	3,668	4,174	3,664	4,370	3,780
自立訓練（機能訓練）	人／月	1	0	1	0	1	1
	人日／月	10	0	10	0	10	13
自立訓練（生活訓練）	人／月	28	13	39	8	55	6
	人日／月	437	208	619	116	877	84
就労移行支援	人／月	21	8	22	10	23	14
	人日／月	375	145	393	178	411	216
就労継続支援（A型）	人／月	167	131	191	126	220	127
	人日／月	3,340	2,586	3,820	2,526	4,400	2,615
就労継続支援（B型）	人／月	130	126	141	137	153	150
	人日／月	2,431	2,316	2,636	2,533	2,861	2,834
就労定着支援	人／月	5	0	6	4	8	4
療養介護	人／月	24	27	26	27	28	27
短期入所（福祉型）	人／月	13	13	13	17	14	8
	人日／月	41	73	41	82	44	38
短期入所（医療型）	人／月	4	4	4	5	4	3
	人日／月	23	20	23	27	23	13

【第6期計画の見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人／月	207	214	221
	人日／月	4,037	4,173	4,310
自立訓練（機能訓練）	人／月	1	1	1
	人日／月	13	13	13
自立訓練（生活訓練）	人／月	6	6	6
	人日／月	84	84	84
就労移行支援	人／月	19	25	33
	人日／月	325	428	564
就労継続支援（A型）	人／月	153	162	171
	人日／月	2,999	3,175	3,352
就労継続支援（B型）	人／月	170	188	208
	人日／月	3,213	3,553	3,931
就労定着支援	人／月	4	4	4
療養介護	人／月	27	27	27
短期入所（福祉型）	人／月	13	13	13
	人日／月	70	70	70
短期入所（医療型）	人／月	4	4	4
	人日／月	23	23	23

【見込量確保のための方策】

- 生活介護は、今後も利用者の増加が見込まれることから、市内事業者との連携を図り、定員の拡充や弾力化について協議を進めるとともに、職員の専門性の向上に向けた取組を進めます。また、他の事業者に対しては情報提供等を行うことにより、市内への新規参入を勧める等して、民間活力の活用を図ります。
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況の把握に努めるとともに、引き続き、利用可能な施設等の情報収集に努めます。
- 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）は、今後も利用者の増加が見込まれることから、事業所の新規参入や、既存事業所の事業拡大への効果的な支援策を実施し、利用者が安心して働ける環境づくり等について、事業所と連携して検討を行い、サービスの確保に努めます。
- 療養介護は、今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況の把握に努めるとともに、引き続き、医療機関等と情報交換を行いながら、利用可能な施設等の情報収集に努めます。
- 短期入所（福祉型・医療型）は、地域生活支援拠点整備や既存事業の活用、事業所の新規参入等により、サービスの提供体制の拡充に努めるとともに、利用者に対する情報提供を行うことで、現在ある事業所を効率的に利用できるよう努めます。

3. 居住系サービス

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がいのある方に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図ります。

また、新規事業である自立生活援助の周知を徹底し、一人暮らしを希望する障がいのある方が、安心して地域生活へ移行できるよう体制の整備を図ります。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある方で、一人暮らしを希望する方	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者が、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事・洗濯・掃除等に課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、地域住民との関係は良好か、等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。利用者からの相談・要請があったときは、訪問・電話・メール等による対応も行います。
共同生活援助 (グループホーム)	就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している方で、地域で自立した日常生活を営むうえで、相談等の日常生活上の援助が必要な方	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整等を行います。
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人(50歳以上の場合は区分3以上) ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。(自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます)

【第5期計画と実績】

区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
自立生活援助	人/月	14	0	16	0	19	0
共同生活援助	人/月	89	89	94	98	98	101
施設入所支援	人/月	105	102	104	103	103	108

【第6期計画の見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	2	2	2
共同生活援助	人/月	108	115	123
施設入所支援	人/月	111	114	117

【見込量確保のための方策】

- 共同生活援助（グループホーム）は、障がいのある方の地域生活を支えるサービスであり、障がいのある方の高齢化が進む中、親亡き後の支援としても重要な支援となります。グループホームの整備に向け、事業者への情報提供等や助成制度の活用等により、新規事業者の誘致等を図っていきます。
- 施設入所支援は、施設の整備を行い、老朽化等に適切に対応するとともに、家族や本人の意向を聴きながら、引き続き情報提供や相談等に取り組みます。

4. 相談支援

障がいのある方が、地域において自立した日常生活または社会生活を営むための障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	<p>障がい福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がいのある方</p> <p>障がい福祉サービスを利用する18歳未満の障がいのある方</p>	<p>サービス利用支援は障がいのある方の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。</p> <p>継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。</p>
地域移行支援	<p>障がい者支援施設または児童福祉施設に入所している障がいのある方</p> <p>精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入所している精神障がい者</p>	<p>住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。</p>
地域定着支援	<p>居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある方</p>	<p>対象となる障がいのある方と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。</p>

【第5期計画と実績】

区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
計画相談支援	人/月	85	97	92	110	100	137
地域移行支援	人/月	2	0	3	1	5	1
地域定着支援	人/月	1	0	2	0	3	0

【第6期計画の見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	163	194	231
地域移行支援	人/月	2	3	4
地域定着支援	人/月	1	1	2

【見込量確保のための方策】

- 計画相談支援は、障がい福祉サービスを利用する全ての障がいのある方等がサービス等利用計画案を作成できるよう、市内外の相談支援事業所との連絡・調整を行うとともに、関係機関等と連携して職員の確保に努めます。また、利用者に対しては、サービス等利用計画作成の案内を進めていきます。
- 地域移行支援、地域定着支援は、精神科病院等から地域移行のための支援にあたり、多様なニーズが顕在化すると考えられるため、サービスの提供体制の整備に努めます。また、地域での生活の受け皿となるグループホーム等の整備が進まなければ、地域生活への移行の推進は困難であると考えられるため、地域生活への移行支援と並行して、グループホーム等の基盤整備を検討します。

第6章 地域生活支援事業の見込量と方策

1. 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

【第6期計画の見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	人／年	1	1	1

2. 自発的活動支援事業

障がいのある方、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

【第6期計画の見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	人／年	1	1	1

3. 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

障がいのある方や障がいのある子の保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある方等の権利擁護のために必要な援助を行います。

② 地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として、障がい福祉サービス事業所、雇用・教育・医療といった関連する分野の関係者等からなる「宇城地域障がい者支援協議会」を設置しています。

障がいのある方の生活全般に関わる問題や個別の問題を集約し、必要な検討を行うとともに、関係機関の機能の調整やネットワークの構築、福祉施策への反映を図りま

す。また、当該計画の策定にあたっては同協議会の意見を聞くよう努めるとともに相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターを宇城圏域で設置します。

【第6期計画の見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	カ所	3	3	3
宇城地域障がい者支援協議会	回数	2	2	2

4. 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障がいのある人、または精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の全て、または一部について補助を行います。本事業の利用の促進を図ります。

【第6期計画の見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人／年	5	5	5

5. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業です。本事業の推進を図ります。

6. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意志疎通を仲介するために、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。

【第6期計画の見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人／年	450	450	450
手話通訳者設置事業	カ所	1	1	1

7. 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者や障がいのある子を対象に、当該用具を必要とする方に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

【第6期計画の見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件／年	2	2	2
自立生活支援用具	件／年	4	4	4
在宅療養等支援用具	件／年	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	件／年	10	10	10
排泄管理支援用具	件／年	1,190	1,210	1,230
住宅改修費助成事業	件／年	2	2	2
点字図書給付事業	件／年	1	1	1

8. 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

【第6期計画の見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人／年	10	10	10

9. 移動支援事業

外出時に支援が必要と認められた身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がいのある子を対象に、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動等への社会参加を促進します。

【第6期計画の見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人／年	20	25	30
	延時間／年	872	1,090	1,308

10. 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

【第6期計画の見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター 機能強化事業	カ所	2	2	2
	延時間/年	2,600	2,600	2,600

11. 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴が困難な重度の身体障がい者(児)に対して、身体の清潔保持や心身機能の維持等を図るために、訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

【第6期計画の見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人/年	2	2	2

12. 日中一時支援事業

障がいのある方の日中活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を提供する事業を実施します。

【第6期計画の見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者等日帰りショートステイ 事業	延回数/年	873	981	1,090
	人/年	40	45	50
障がい児タイムケアサービス 事業	延回数/年	1,200	1,200	1,200
	人/年	17	17	17

1 3. 社会参加促進事業

自動車免許取得や改造に対する助成等の支援を通じて、障がいのある方の社会参加を促進します。

【第6期計画の見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者自動車運転免許取得事業費 助成事業	人／年	2	2	2
身体障害者用自動車改造費 助成事業	人／年	2	2	2

1 4. 地域移行のための安心生活支援事業

障がいのある方が地域で安心して暮らすための支援体制を整備し、自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や支援を行います。

第7章 障がい児福祉サービスの見込量と方策

1. 障がい児通所支援・障がい児相談支援

障がいのある子とその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「宇城市子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障がいのある子に対する居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の専門的な支援を確保します。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	障がいのある子	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある子	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がいのある子	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がいのある子	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として、厚生労働省令で定めるものに通う障がいのある子、又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに入所する障がいのある子について、当該施設を訪問し、当該施設における障がいのある子以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援やその他の便宜の供与を行います。

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がいのある子等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために、外出することが著しく困難な障がいのある子	障がいのある子の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障がい児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）を利用するすべての障がいのある子	<p>障がい児支援利用援助は障がい児通所給付費の申請に係る障がいのある子の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画の作成等を行います。</p> <p>継続障がい児支援利用援助は障がい児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障がい児支援利用計画の見直しを行い、障がい児支援利用計画の変更等を行います。</p>

【第1期計画と実績】

区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
児童発達支援	人/月	94	85	122	93	158	85
	人日/月	517	421	671	431	869	413
医療型児童発達支援	人/月	3	2	5	2	6	2
	人日/月	36	11	60	12	72	13
放課後等デイサービス	人/月	149	150	193	185	250	207
	人日/月	1,937	1,806	2,509	2,075	3,250	2,365
保育所等訪問支援	人/月	7	1	8	1	9	0
	人日/月	16	1	18	1	21	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	0	2	0	3	0
	人日/月	6	0	12	0	18	0
障害児相談支援	人/月	74	65	98	66	130	90
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーター	人 (配置人数)	3	0	3	0	3	0

【第2期計画の見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	109	117	125
	人日/月	610	655	700
医療型児童発達支援	人/月	2	2	2
	人日/月	12	12	12
放課後等デイサービス	人/月	221	233	247
	人日/月	2,564	2,703	2,865
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1
	人日/月	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	1
	人日/月	6	6	6
障害児相談支援	人/月	107	127	151
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーター	人 (配置人数)	1	1	1

【見込量確保のための方策】

- 児童発達支援は、今後も利用者の増加が見込まれるため、既存事業所の事業拡大への効果的な支援策等について検討を行い、サービスの確保に努めます。
- 医療型児童発達支援は、サービスを必要とする人やニーズの把握に努め、医療機関等と情報交換を行いながら、利用可能な施設等の情報収集等に努めます。
- 放課後等デイサービスは、今後も利用者の増加が見込まれることから、事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施します。また、既存事業所のサービス水準の向上に向け、各事業所の状況把握等を行うとともに、事業所による情報交換の機会確保等の支援を行います。特に、放課後の児童健全育成の場として学童保育（放課後児童クラブ）との連携が重要であり、障がいのある子を受け入れることが可能となるように、指導員等の専門性の向上に努めます。さらに、共生型サービスとして、高齢者通所サービス等と合せた事業の実施等も検討を行います。
- 保育所等訪問支援は、今後も一定の需要が見込まれるため、関係機関と連携を図りサービス提供の確保に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援は、平成 30 年度より新設されるサービスであるため、サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知、事業所の開設、参入に向けた情報収集に努めます。
- 障がい児相談支援は、事業所が少ないことが指摘されていることから、事業所の新規参入を検討するとともに、限られている事業所の中で、障がい児利用計画案の作成につながるよう、市内外の障がい児相談支援事業所との連絡・調整を行います。
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように圏域間で連携して配置に努めます。

第8章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障がいのある方が身近に役立つような情報を得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体との情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

2. 人材の確保・質の向上

(1) 専門職員の確保

障がいのある方が安心して生活を営むことができるように各種サービスの充実を図るためには、施設や制度の整備だけではなく、専門職の確保が重要となります。市における人材の確保、職員への研修参加促進のほか、事業所においても人材の確保や資質向上が図られるよう、情報交換、協力・支援を行う等連携し、取り組んでいきます。

(2) 職員等の資質向上

複雑・多様化しつつある障がいのある方のニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施等を通じ、行政職員の障がいのある方への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

3. 防災・防犯対策等の推進のための取組

(1) 防災・防犯対策について

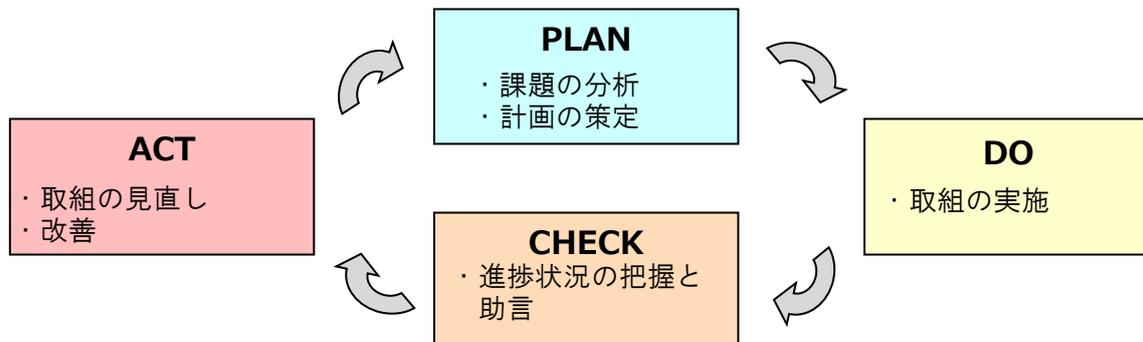
災害時の避難・救助体制等の充実、災害時の多様な情報伝達の実施、日頃からの安全対策、防犯対策の実施により、障がいのある方みんなが、安全・安心な地域社会の中で生活することができる環境の実現を目指します。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策について

感染症発生時においても障がい福祉サービスを提供できるようにするためには普段からの感染症対策が必要です。そのためにも、サービス事業者だけでなくサービス利用者及び関係機関に対しても、感染拡大防止のための周知・啓発や情報提供を行います。

4. 計画の進捗管理

障がい者支援協議会において、本計画の推進上の問題点の協議及び毎年度の事業実績等を基に、障がい福祉サービス見込量の達成状況や地域生活支援事業等の実施状況の点検・評価を行い、見直しを行う等、PDCAサイクルの考え方にに基づき本計画の円滑な運用を図ります。



資料編

宇城市障がい者計画・障がい福祉計画審議会設置要綱

平成18年7月1日

告示第120号

改正 平成21年3月31日告示第111号

平成24年3月28日告示第55号

(設置)

第1条 宇城市障がい者計画・障がい福祉計画(以下「計画」という。)の策定に当たり意見を聴くため、宇城市障がい者計画・障がい福祉計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 審議会は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 当事者
- (5) その他市長が認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを選任する。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 委員長は、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職を代理する。

(会議)

第5条 審議会の招集は、市長が必要に応じて行う。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日告示第111号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月28日告示第55号)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

宇城市障がい者計画・障がい福祉計画審議会名簿

令和3年3月31日現在

所 属	役 職 名	氏 名
熊本学園大学社会福祉学部	講師（元准教授）	◎ 相藤 絹代
熊本県南部障害者就業・生活支援センター結	支援ワーカー	水野 浩章
宇城市民生委員・児童委員連絡協議会	会長	高橋 清勝
宇城市社会福祉協議会	事務局長	○ 成田 正博
障がい者支援施設 清香園	施設長	後藤 貴行
社会福祉法人 東康会 グループホームともに	サービス管理責任者	篠崎 尚子
熊本県くすのき園	施設長	吉田 好範
特定非営利活動法人 えんぱ	理事長	福田 誠治
医療法人社団 明心会 あおば病院 法人本部	相談役・顧問	古澤 巖
宇城市身体障害者福祉協議会	会長	柿本 勝成
宇城市手をつなぐ育成会	会長	北島 和子
宇城市精神障がい者家族会	会長	山本 芽
宇城市教育委員会	教育部長	吉田 勝広
宇城市健康福祉部	部長	那須 聡英

◎ 委員長 ○ 副委員長
(計 14名)

宇城市障がい福祉サービス等提供事業者

1. 障がい福祉サービス等提供事業者

実施事業の記号説明

記号は、次の事業を略しています。

(2021年1月現在)

居	居宅介護	B	就労継続支援B型	相	相談支援
生	生活介護	グ	グループホーム(共同生活援助)	地	地域活動支援センター
自	自立訓練	短(医)	短期入所(医療型)	同	同行援護
移	就労移行支援	短(福)	短期入所(福祉型)	療	療養介護
A	就労継続支援A型	入	施設入所支援	児発(医)	児童発達支援(医療型)

No.	事業所名称	実施事業	事業所所在地
1	社会福祉法人 熊本厚生会 福祉訪問介護青海苑	居	宇城市三角町波多 261 番地
2	社会福祉法人 黎明福祉会 豊洋園ヘルパーセンター	居	宇城市三角町里浦 2855 番地 5
3	合同会社 照日 訪問介護事業所 クローバー	居	宇城市不知火町御領 171 番地 1
4	株式会社 紅い華ヘルプステーション 赤い華 熊本南センター	居	宇城市不知火町御領 335 番地 1 101
5	熊本宇城農業協同組合 JAうきうき福祉サービス事業所	居/同	宇城市不知火町高良 1851 番地 4
6	社会福祉法人 グリーンコープ ふくしサービスセンター 笑	居/同	宇城市松橋町久具 2584 番地
7	松橋タクシー 有限会社 松橋ケアサービス	居	宇城市松橋町松橋 1199 番地 1
8	株式会社 ニチイ学館 ニチイケアセンター宇城	居	宇城市松橋町豊福 1683 番地 1
9	社会福祉法人 グリーンコープ ふくしサービスセンター ほたる	居/同	宇城市豊野町系石 3928 番地 1
10	社会福祉法人 コスモス会 たすかるステーション松橋	生/B	宇城市不知火町御領 807 番地
11	株式会社 きおう 障がい福祉サービス きおう	生	宇城市不知火町高良 1960 番地 1
12	社会福祉法人 まつの木会 まつの木作業所	B/短(福)/生	宇城市松橋町久具 2440 番地
13	社会福祉法人 グリーンコープ 生活介護事業所ちなむ	生	宇城市松橋町久具 2584 番地
14	社会福祉法人 清香会 障がい者支援施設 清香園 清香園 相談支援事業所	生/入/相/短(福)	宇城市松橋町竹崎 1115 番地 1

No.	事業所名称	実施事業	事業所所在地
15	社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会 熊本こすもす園 就労支援事業所 障がい者支援施設 熊本こすもす園 相談支援センター こすもす	生/移/B/ 入/相/ 短(福)	宇城市松橋町豊福 1786 番地
16	社会福祉法人 熊本県社会福祉事業団 熊本県くすのき園	生/B/入	宇城市松橋町豊福 2832 番地
17	社会福祉法人 天水福祉事業会 ワーク センターみすみ	自/A/B	宇城市三角町波多 3118 番地 16
18	社会福祉法人 東康会 就労移行支援セ ンター らぼーる宇城	移/B/自	宇城市松橋町松橋 824 番地 1
19	社会福祉法人 東康会 ねんりん	A	宇城市三角町波多 2864 番地 103
20	株式会社 Rock Candy ライ ンステージ	A	宇城市不知火町御領 197 番地 11
21	株式会社 天使の翼 MARUKO	A	宇城市松橋町久具 134 番地
22	合同会社高志会 就労継続支援A型事業 所 めぐみ	A	宇城市松橋町曲野 13 番地 12
23	NPO法人 夢・さぼーと 手しごと	A/B	宇城市松橋町松橋 402 番地 4
24	NPO法人 ジョブパートナー ジョブ パートナー宇城	A	宇城市松橋町松橋 438 番地 1
25	株式会社HEROS 桜ファーマーズ	A	宇城市松橋町竹崎 1909 番地 10
26	A型就労継続支援事業所 かけはし	A	宇城市松橋町豊崎 1959
27	社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会 ハリウッド	A	宇城市松橋町豊福 225 番地 1
28	高木屋株式会社 多機能型 クリスタル	A/B	宇城市小川町新田出 201 番地
29	合同会社 グロリア 桜	A	宇城市小川町南小川 470 番地 1
30	NPO法人 あいランド 就労継続支援 B型事業所 あいランド	B	宇城市三角町三角浦 1160 番地 179
31	NPO法人 宇城きぼうの家	B/地	宇城市不知火町高良 2710 番地
32	社会福祉法人 清香会 清香園 多機能 型事業所 明日香	B	宇城市松橋町豊福 163 番地 1

No.	事業所名称	実施事業	事業所所在地
33	株式会社ごーると ぷりん	B	宇城市小川町河江 96 番地 5
34	社会福祉法人 東康会 (グループホームみすみ) グループホームでこぼん・らんらん・みちしるべ・こちょうえん・ぱあ〜る	グ	宇城市三角町波多 2864 番地 103
35	社会福祉法人 天水福祉事業会 ワークセンターみすみ 三角厚生寮・サキハウス・ササホーム	グ	宇城市三角町波多 3118 番地 16
36	NPO法人 宇城きぼうの家 宇城きぼうの家一番館	グ	宇城市不知火町高良 2710 番地
37	株式会社 天使の翼 (TEN・SHI II) TSUBASA. III 201、202 TSUBASA. IV 102、201 TSUBASA. IV 202	グ	宇城市松橋町久具 134 番地
38	社会福祉法人 まつの木会 まつの木作業所 グループホームまつの実	グ	宇城市松橋町久具 2440 番地
39	社会福祉法人 グリーンコープ ケアホームたけんこ	グ	宇城市松橋町久具 2584 番地
40	有限会社リバティ 宇城 リバティ宇城 I	グ	宇城市松橋町曲野 2458 番地 2
41	NPO法人 夢・さぽーと 憩っと	グ	宇城市松橋町松橋 402 番地 4
42	特定非営利活動法人 ジョブパートナー グループホーム 日向 I～V	グ	宇城市松橋町松橋 438 番地 1
43	社会福祉法人 東康会 (グループホームともに) グループホームまいふれんど・まいは〜と・まいどり〜む・ぴ〜ちはうす・はっぴい〜はうす・野の花はうす	グ	宇城市松橋町松橋 824 番地 1
44	医療法人団体 明心会 れんこんハイッ	グ	宇城市松橋町萩尾 2037 番地 1
45	社会福祉法人 清香会 第一きぼうの家	グ	宇城市松橋町豊福 165 番地
46	熊本の障がい者支援施設 清香園 第一きぼうの家 竹崎てらす A・竹崎てらす B	グ	宇城市松橋町豊福 165 番地

No.	事業所名称	実施事業	事業所所在地
47	社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会 熊本こすもす園 グループホームこすもす・つばき・しゃくやく・はなしょうぶ・あさがお・ひごぎく・さざんか	グ	宇城市松橋町豊福 1786 番地
48	社会福祉法人 熊本県社会福祉事業団 熊本県りんどう荘Ⅰ～Ⅳ	グ	宇城市松橋町豊福 2832 番地
49	独立行政法人 国立病院機構 熊本南病院	短(医)/療	宇城市松橋町豊福 2338 番地
50	熊本県こども総合療育センター	児発(医)/短(医)	宇城市松橋町豊福 2900 番地
51	宇城圏域障害者虐待防止センター 指定特定相談支援事業所 きょうせい	相	宇城市松橋町きらら2丁目3番地 13
52	株式会社 リベロ 相談支援センターにじいろ	相	宇城市松橋町豊崎 1959 番地

2. 障がい児福祉サービス等提供事業者

実施事業の記号説明
記号は、次の事業を略しています。

放デイ	放課後等デイサービス
児発	児童発達支援

相	障害児相談支援
児発	児童発達支援

(2021年1月現在)

児発(医)	児童発達支援(医療型)
-------	-------------

No.	事業所名称	実施事業	事業所所在地
53	一般社団法人自立支援センターパール 自立支援センターおひさま	放デイ/児発	宇城市不知火町御領 391 番地
54	特定非営利活動法人 えんぱ 放課後等デイサービス にこにこパーティ 相談支援事業所 ソーシャルパズル	放デイ/児発/相	宇城市松橋町浦川内 161 番地
55	一般社団法人 てとて すくらむ	放デイ/児発	宇城市松橋町久具 2053 番地 2
56	一般社団法人 てとて からふる	放デイ	宇城市松橋町久具 358 番地 14
57	有限会社 パステール パステール UK I	放デイ/児発	宇城市松橋町曲野 115 番地 1
58	株式会社ヒューマンネット ぶーやん松橋2号	放デイ	宇城市松橋町曲野 2161 番地 1

No.	事業所名称	実施事業	事業所所在地
59	株式会社ヒューマンネット ぶーやん 松橋	放デイ	宇城市松橋町曲野 2163 番地 1 - 1 - A
60	一般社団法人 友信会 えもざ園 ぷら す	放デイ	宇城市松橋町曲野 3375 番地 39
61	合同会社りんく 子どもサポート りん く	放デイ	宇城市松橋町松橋 1126 番地 1
62	合同会社NAVA こどもみらいらぼ SAI	児発/放デイ	宇城市松橋町松橋 1660 番地 2
63	特定非営利法人 Laeta 児童発達支援 ぷらんた	児発/放デイ	宇城市松橋町松橋 28 番地 8
64	一般社団法人 有信会 えもざ園	放デイ	宇城市松橋町松橋 723 番地 4
65	一般社団法人 自立支援センターパール 自立支援センター パールうき 相談支援事業所 うき	放デイ/児発 /相	宇城市小川町北新田 623 番地 1
66	発達支援サポート J u m p	放デイ/児発	宇城市小川町南小野 66 番地
67	社会福祉法人 宇城市社会福祉協議会 児童発達支援事業所 あゆみの森	児発	宇城市松橋町豊福 1786 番地
68	熊本県こども総合療育センター	児発(医)	宇城市松橋町豊福 2900 番地

宇城市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

編集・発行 宇城市 健康福祉部 社会福祉課

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85

TEL 0964-32-1387 FAX 0964-32-0110

表紙について

令和2年度（2020年度）くまもと障がい者芸術展「ハートウィーク賞」受賞作品
作者は、北島 宣夫さん（宇城市手をつなぐ育成会 会員）です。

